

岐阜県温室効果ガス排出抑制率先実行計画

令和3年5月策定
令和3年11月一部改定
令和8年3月一部改定

岐阜県

—目 次—

第1章 計画の基本方針

- 1 計画の目的 . . . 1
- 2 計画の位置付け . . . 1

第2章 計画改定の趣旨

- 1 岐阜県のこれまでの取組 . . . 3
- 2 旧計画の概要 . . . 3
- 3 旧計画の実績 . . . 4
- 4 取組推進における課題 . . . 6
- 5 計画の改定方針 . . . 7

第3章 計画の基本的事項

- 1 計画の対象範囲 . . . 8
- 2 算定対象 . . . 8
- 3 計画期間 . . . 10

第4章 計画の目標

- 1 温室効果ガスの削減目標 . . . 11
- 2 進捗管理目標及び省資源の取組目標について . . . 12

第5章 目標達成のための具体的取組及びその他環境配慮の取組

- 1 施設管理所属の取組 . . . 16
- 2 各所属の取組 . . . 19
- 3 職員個人の取組 . . . 20

第6章 計画の推進・進捗管理

- 1 推進体制 . . . 22
- 2 点検・評価の方法 . . . 24
- 3 進捗状況の公表 . . . 25

- 参考資料 . . . 26

第1章 計画の基本方針

1 計画の目的

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。

気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することは人類共通の課題とされており、これまでも国内外で温室効果ガスの排出抑制に向けた取組が行われてきました。

このような中、2020年10月、菅内閣総理大臣は「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すこと」を宣言しました。本県においても2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「脱炭素社会ぎふ」の実現を目指すことを、2020年12月に知事が表明したところです。

また、2021年3月に、岐阜県地球温暖化防止基本条例が改正され（岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例に名称変更）、県は自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制のための取組を率先して実施することが明記されました。

本計画の目的は、県自らが大規模な事業者であるという立場から、「脱炭素社会ぎふ」の実現に向け、率先して事務及び事業の実施により排出される温室効果ガスの削減を図るとともに、紙、水の使用量、廃棄物の処分量の削減といった環境配慮に関する取組を実施することにより、県民、事業者及び市町村等による環境配慮に関する主体的取組を促進することです。

また、本計画により『清流の国ぎふ』創生総合戦略』及び「岐阜県SDGs未来都市計画」に沿った温室効果ガスの削減の取組を推進していきます。

2 計画の位置付け

本計画の法律、条例上での位置付けは下記のとおりです。

(1) 地球温暖化対策の推進に関する法律

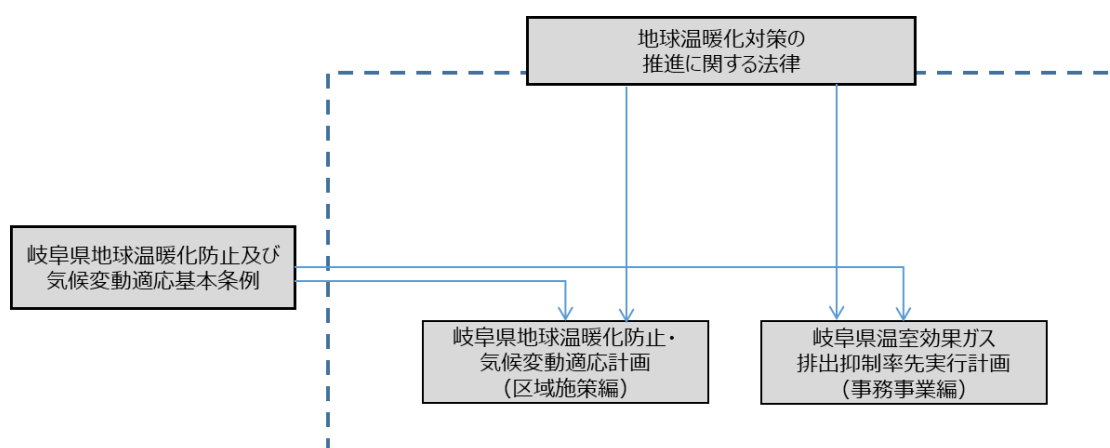
本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）第21条第1項の規定に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている、事務及び事業に関する「温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画（事務事業編）」）の第6次計画として策定するものです。

(2) 岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例

本計画は、「岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例」（平成 21 年岐阜県条例第 21 号。以下「条例」という。）第 10 条に基づく、県自らの事務及び事業に関する温室効果ガス排出抑制のために率先して講ずる措置に関する計画で、以下の 8 つの取組が含まれます。

- ・ 環境マネジメントシステムに関する取組
- ・ 環境物品等の調達に関する取組
- ・ 廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用その他資源の有効利用に関する取組
- ・ 自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制に関する取組
- ・ 緑化に関する取組
- ・ 県産材の活用に関する取組
- ・ 省エネルギーの推進に関する取組
- ・ 再生可能エネルギー、水素エネルギーの導入に関する取組

図 1 関係法令の概念図



第2章 計画改定の趣旨

1 岐阜県のこれまでの取組

県では、1994年度に「岐阜県環境基本条例」を制定するとともに、1995年度に「岐阜県環境基本計画」を策定し、環境の保全及び創出に関する施策を推進してきました。

また、「地球温暖化対策推進法」に基づき、2000年度に、「岐阜県地球温暖化対策実行計画（新ラブ・アースぎふ運動21）」、2003年度に「岐阜県地球温暖化対策実行計画（第2次）」、2008年度に「岐阜県庁地球温暖化対策実行計画（第3次）」、2011年度に「岐阜県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（第4次）」、2015年度に「岐阜県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（第5次）」（以下「第5次計画」という。）を策定し、2017年度に一部見直しを行い、県の事務及び事業に関する温室効果ガス排出量の削減のための措置を講じてきました。

今般、国の動向や県の取組状況等を踏まえ、「第6次岐阜県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」として改定し、計画の名称を「岐阜県温室効果ガス排出抑制率先実行計画」と名付けることとします。

2 旧計画の概要

計画名：「岐阜県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（第5次）」

期間：2016（平成28）年度から2020（令和2）年度

基準年度：2015（平成27）年度

計画の対象範囲：県が直接実施する事務及び事業

対象とする温室効果ガス：二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）
フロン類（CFC, HCFC, HFC）

目標：温室効果ガス排出量…CO₂換算での総排出量を基準年度比8.0%減

省資源の推進（紙使用量、水使用量、廃棄物処分量）…基準年度実績以下

3 旧計画の実績

2019年度の温室効果ガス排出量は82,692tと、基準年度である2015年度の81,076tを2.0%ほど上回る結果となっており、2020年度の目標達成は困難な状況です。

図2 県の事務及び事業における温室効果ガス排出量の推移（二酸化炭素換算）

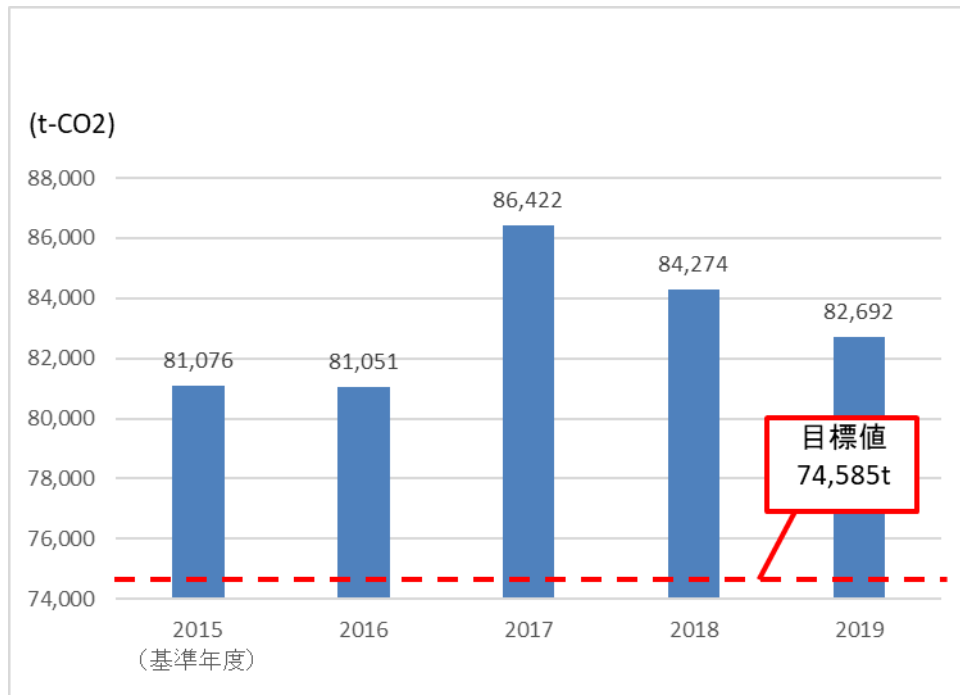


表1 県のエネルギー使用量等の状況及び基準年度との比較

項目	2015年度実績 (基準年度)	2019年度実績		目標値	
			増減率 (2015比)		削減率
温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	81,076	82,692	+2.0%	74,585	△8.0%
電気使用量(千 kWh)	130,560	136,467	+4.5%	120,115	
A 重油、灯油、都市ガス、LPガス使用量 (原油換算値 kL)	5,477	5,766	+5.3%	5,039	
ガソリン、軽油使用量 (原油換算値 kL)	636	588	△7.5%	585	

省資源の推進については、2019年度の紙使用量が基準年度比9.6%増、水使用量が2.5%増となっており、この2項目については目標達成が困難な状況となっています。

廃棄物処分量については、基準年比11.0%の削減と、目標水準を大きく上回る削減率を達成しました。

図3 県の紙使用量の推移

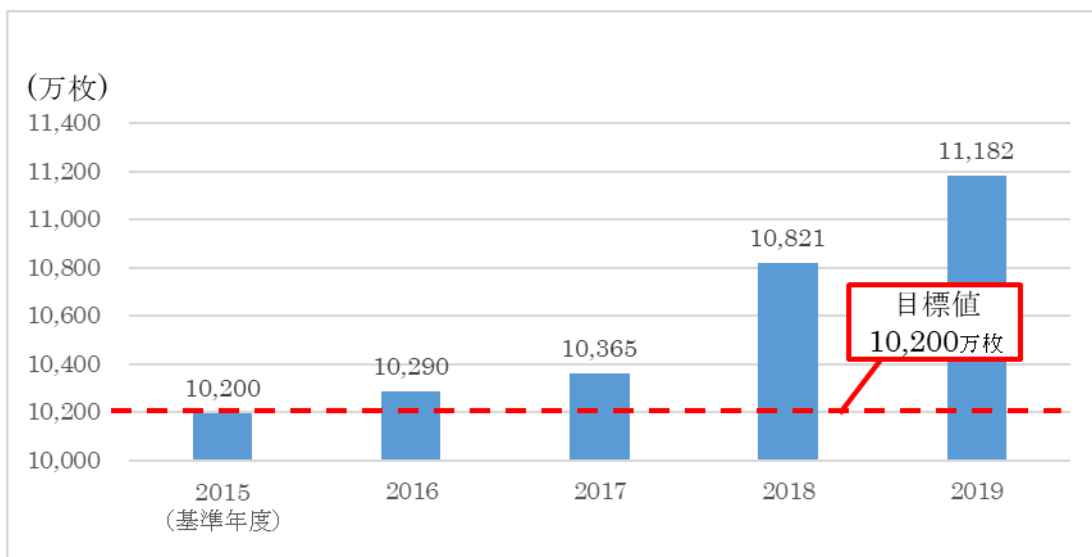


図4 県の水使用量の推移

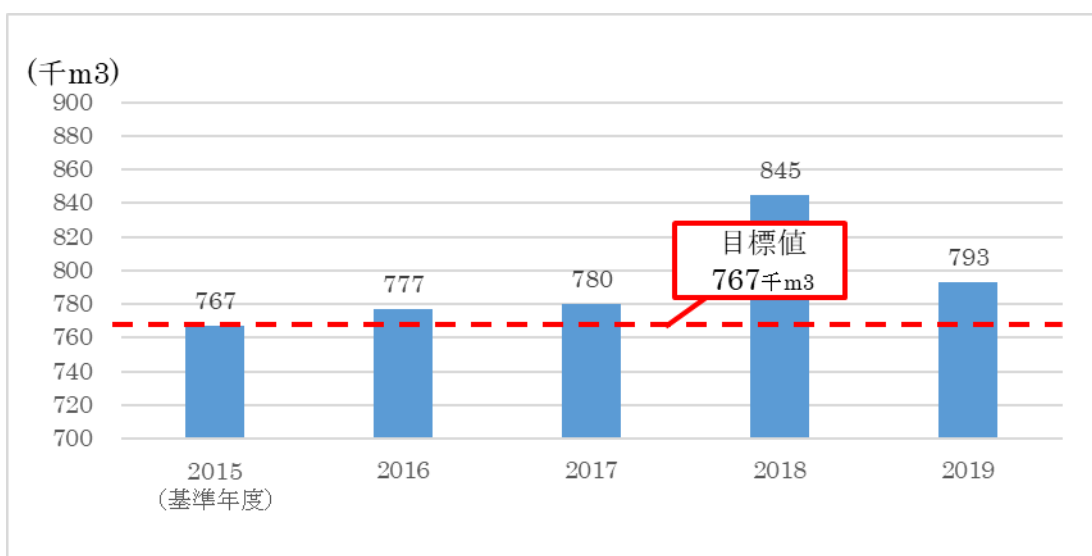


図5 県の廃棄物処分量の推移

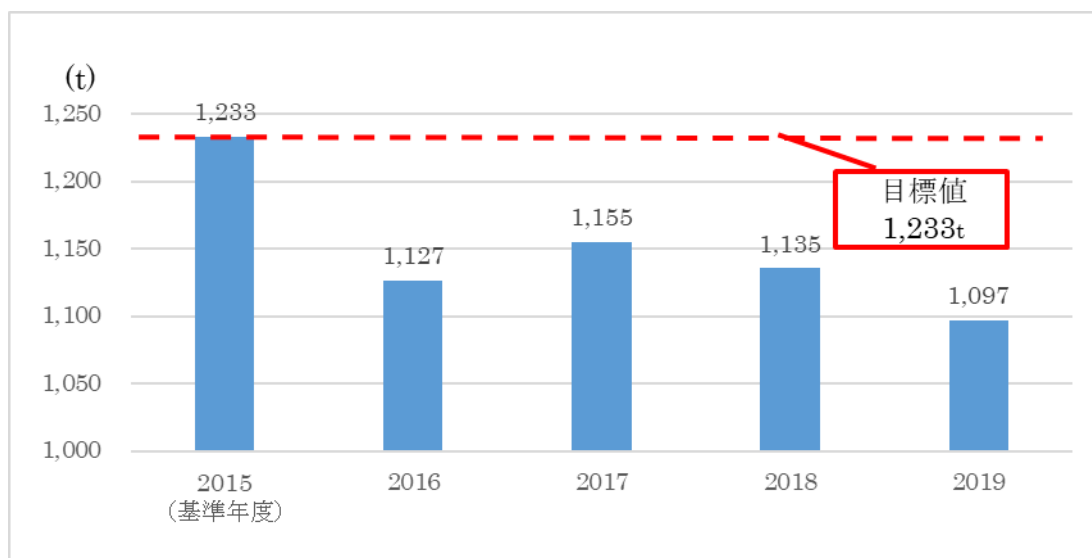


表2 県の省資源の取組実績

項目	2015年度実績 (基準年度)	2019年度実績		目標値
			増減率 (2015比)	
紙使用量(万枚)	10,200	11,182	+9.6%	10,200
水使用量(千 m3)	767	793	+3.4%	767
廃棄物処分量(t)	1,233	1,097	△11.0%	1,233

4 取組推進における課題

県の温室効果ガス排出量は、2016年度に減少した後、2017年度に大幅に増加しました。以降、減少傾向にあるものの2019年度実績では基準年度比を上回っています。主な理由としては、エネルギー使用量の大きい県施設の新設、フロン類の漏えいが挙げられます。その他にも、温室効果ガス排出係数の高い電気事業者との契約、施設設備の経年劣化による効率低下等の理由で、多くの施設での排出量削減が進まなかった事が課題となっています。

省資源の取組については、紙、水の使用量が増加傾向となっています。紙使用量は顕著な増加傾向にあり、事務量の増大などが要因と考えられます。水使用量についても増加傾向にあり、特に使用量が多かった2018年度は、災害による漏水や記録的猛暑への対応が要因と思われる。

5 計画の改定方針

(1) 温室効果ガス削減の取組

条例第10条の規定を踏まえ、温室効果ガス排出抑制のために県は率先して措置を講じます。

旧計画では、日常業務における省エネの取組を推進することで温室効果ガスの削減を図ってきましたが、エネルギー使用量の大きい施設の新設や、二酸化炭素排出係数の高い電気事業者との契約に伴う温室効果ガスの増加等により、削減目標の達成は困難な状況です。

そこで本計画では、日常業務における取組に加え、施設の新築・増築・改築時の高効率設備の導入、再エネ電力の調達、フロン漏えい量の抑制等の施設・設備単位での取組を強化するとともに、公用車への電動車の計画的導入など新たな取組を行い、温室効果ガスの削減を図ることとします。

岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例（抜粋）

（県の事務及び事業における率先実施）

第十条 県は、自らの事務及び事業に関し、地球温暖化対策に関する計画を定めるとともに、次に掲げる温室効果ガスの排出の抑制のための措置を率先して講ずるものとする。

- 一 環境マネジメントシステムの円滑な運用に関すること。
- 二 環境物品等の調達の推進に関すること。
- 三 廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用その他資源の有効利用に関すること。
- 四 自動車の燃料使用量の削減に関すること。
- 五 緑化の推進に関すること。
- 六 県産材の活用に関すること。
- 七 省エネルギーの推進に関すること。
- 八 再生可能エネルギー及び水素エネルギーの導入の推進に関すること。
- 九 前各号に掲げるもののほか、温室効果ガスの排出の抑制のために必要な措置

(2) 省資源の取組

紙使用量については、事務量の増大に伴って、顕著な増加傾向にあります。本計画では、タブレットの利用などペーパーレス化の推進に重点を置き、削減に取り組んでいきます。

同じく増加傾向にある水使用量については、設備更新や節水によって削減に取り組んでいきます。

廃棄物処分量については減少傾向にあるため、これまでの取組を継続し、より一層の削減に努めます。

第3章 計画の基本的事項

1 計画の対象範囲

(1) 対象とする事務及び事業

県が直接実施する事務及び事業を対象とします。

(2) 対象とする組織及び施設

県の全機関（知事部局、議会事務局、教育委員会事務局及び教育施設、人事委員会事務局、監査委員事務局、公安委員会（警察本部）及び労働委員会事務局）及びその所管施設を対象とします（2020年度末時点で254施設）。ただし、職員寮や公営住宅等、個人の生活に伴う部分は対象外とします。

2021年度以降に設立された組織及び施設についても対象に含むこととします。

上記機関が所管する指定管理者制度施設及びエネルギー管理権原をもつ貸付施設についても対象とします。

2 算定対象

(1) 温室効果ガス

本計画の算定対象とする温室効果ガスは、表3に示すとおりとします。

地球温暖化対策推進法第2条第3項に規定されている7種類の温室効果ガスのうち、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）を対象とします。パーフルオロカーボン（PFC）、六ふつ化硫黄（SF₆）及び三ふつ化窒素（NF₃）については、発生源の設置状況等から排出量が少ないと想定されることに加え、排出実態の把握が困難であるため対象外とします。

また、同項での規定はありませんが、HFC以外のフロン類のうち、業務用冷凍空調機器に使用されるクロロフルオロカーボン（CFC）、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）についても対象とします。

表3 温室効果ガスの種類

温室効果ガスの種類	主な人為的発生源	本計画の対象
二酸化炭素（CO ₂ ）	燃料の使用、電気の使用、廃棄物の焼却等	○
メタン（CH ₄ ）	廃棄物の焼却、燃料の燃焼、自動車の走行、家畜の消化管内発酵、家畜のふん尿処理、水田の耕作、下水の処理等	○

一酸化二窒素 (N ₂ O)	廃棄物の焼却、燃料の燃焼、自動車の走行、家畜のふん尿処理、下水の処理、耕地への肥料の使用等	○
フロン類 (CFC, HCFC, HFC)	業務用冷凍空調機器からの漏えい、カーエアコンの使用・廃棄、半導体の製造等	○
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造、溶剤等	—
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気機器の絶縁用ガス、半導体の製造等	—
三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体の製造等	—

温室効果ガス排出量の算定の対象とする活動の区分は、県の主な事務及び事業を鑑み、表4に示す活動とします。

より正確な排出量を算定するため、旧計画で対象外としていた警察車両を算定対象とするほか、「家畜の飼養、ふん尿管理、牛の放牧」「水田の耕作」「施設における下水等の処理」「浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理」についても、本計画より算定を開始します。

表4 温室効果ガス排出量の算定対象とする活動

活動の区分	温室効果ガス				備考
	CO ₂	CH ₄	N ₂ O	フロン	
燃料の使用	○				燃料 (A 重油、灯油、都市ガス、LP ガス)、車両用燃料 (ガソリン、軽油)
他人から供給された電気の使用	○				県の管理する道路に設置された道路照明及び信号機については、算定に必要な情報を入力することが困難なため、対象から除く
自動車の走行		○	○		公用車に限る
自動車用エアコンディショナーの使用				○	公用車に限る
業務用冷凍空調機器からの算定漏えい量				○	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第2条の3に定義される第1種特定製品のうち、業務用冷凍空調機器を対象とする
家畜の飼養、ふん尿管理、牛の放牧		○	○		本計画より算定を開始
水田の耕作		○	○		本計画より算定を開始
施設における下水等の処理		○	○		本計画より算定を開始

浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理		○	○		本計画より算定を開始
-------------------	--	---	---	--	------------

(2) 紙使用量、ペーパーレス会議の開催率、水使用量、廃棄物処分量、廃棄物再生利用率
紙使用量、水使用量、廃棄物処分量の実績は、地球温暖化対策推進法で規定されている算定対象には含まれていませんが、温室効果ガス排出量の削減に間接的に寄与する項目として引き続き算定し、省資源の推進に取り組みます。

旧計画で対象外としていた、教育用、研修用の紙使用量については、より正確な活動実績を把握するため、本計画では算定を行うこととします。

また、紙使用量削減の進捗指標として、庁内会議におけるペーパーレス会議の開催率についても、本計画より算定を実施します。

廃棄物の再生利用の取組について評価するため、廃棄物処分量のうち、資源化するものの割合を廃棄物再生利用率と定義し、本計画より実績を把握します。

なお、指定管理者制度施設及びエネルギー管理権原をもつ貸付施設については、地球温暖化対策推進法で規定されている項目を対象にすることとしていることから、これらの項目は算定対象外とします。

3 計画期間

本計画の期間は2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間とします。ただし、中間年度にあたる2025（令和7）年度に見直しを実施します。

また、取組状況や岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画の改訂状況等を踏まえて、必要に応じて見直しを行います。

第4章 計画の目標

1 温室効果ガスの削減目標

(1) 削減目標値

県の温室効果ガス排出量削減に関するこれまでの取組状況や、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）に基づくエネルギー使用量削減努力義務及び、岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画における計画内容を踏まえ、温室効果ガス排出量の削減目標は表5のとおりとします。

<省エネ法の目的>

国内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保のため、エネルギーの使用の合理化に関する所要の措置、電気の需要の平準化に関する所要の措置を講じ、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする

<事業者の目標>

中長期的に見て年平均1%以上のエネルギー消費原単位又は電気需要平準化評価原単位の低減

表5 県の温室効果ガス排出削減目標

項目	2013年度 (基準年度)	2024年度 削減実績	2025年度 中間目標	2030年度 削減目標
温室効果ガス 削減目標	—	基準年度比 25.6%減	基準年度比 25.0%減	基準年度比 70.0%減
温室効果ガス 排出量(t-CO ₂)	86,158	64,144	64,619	25,848

<基準年度について>

県の率先状況を評価するため、岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画と同じ2013年度とします。

<数値目標の設定根拠>

岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画では、2030年度の温室効果ガス削減目標を「2013年度比33.3%削減」としています。部門別では、業務部門の削減目標を、「2030年度に2013年度比48.2%削減」としています。

県は県民、事業者及び市町村等の模範となるべく、率先して温室効果ガス排出量の削減に努めるため、本章2(1)に記載する取組を最大限実施することを前提に、本計画の削減目標はこれを上回る「2030年度に2013年比70.0%削減」とします。また、途中経過を

評価するため、中間年度における目標を 2013 年度比 25.0%削減とします。

(2) 温室効果ガス排出量の評価

①評価対象とする活動について

削減目標に対する評価対象とする温室効果ガス排出量は、当面 2021 年度から算定する温室効果ガス排出量のうち、2013 年度以降から 2020 年度まで算定対象としていた活動とします。

なお、本計画より算定を開始した活動については、計画の見直し時に評価対象に加えることを検討します。

②再生可能エネルギー電力調達の評価について

削減目標に対する評価において、再生可能エネルギー電力の調達を反映するため、事業者から供給された電力のうち、以下の要件を満たすことが確認できるものについては、温室効果ガスを排出しないとみなして計算します。

1. FIT^{*1}電気を除く、再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気
2. 非化石証書^{*2}（再エネ指定）、グリーン電力証書^{*3}、Jクレジット^{*4}（再エネ電力由来）等により、環境価値を有することが証明された FIT 電気及び非特定の電源から調達した電気

③温室効果ガス吸収の取組評価について

削減目標に対する評価において、温室効果ガス吸収の取組を反映するため、各所属が購入したグリーン電力証書、Jクレジットを集計し、温室効果ガス排出量から除いた値を評価します。

※1 再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、国が定める価格で一定期間、電気事業者が買い取ることを義務付けた制度。

※2 非化石電源（再エネ、原子力等）に由来する電気の「非化石価値」を証書化したもの。

※3 対象となる自然エネルギーから発電された電力を、電力そのものと環境付加価値(CO₂削減価値を含む)とに切り離し、その環境付加価値を「グリーン電力証書」というかたちで電力需要家が保有することで、自然エネルギーから発電された電力と見なす社会的な仕組みのこと。

※4 省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、CO₂などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。

2 進捗管理目標及び省資源の取組目標について

(1) 進捗管理目標

県の温室効果ガス削減の取組状況を明確なものとするため、表6のとおり定量的な進捗管理目標を設けます。これらの取組を進めることで「温室効果ガス排出量 70%削減」を目指します。また、目標値については、中間年度に見直しを行います。

表6 進捗管理目標一覧

項目	実績		中間年度目標値 (2025年度)	目標値 (2030年度)
	2019年度	2024年度		
エネルギーの使用に係る原単位 ^{※5} の削減率(%)	-	知事部局 ▲2.6 教育委員会 ▲1.6 公安委員会 ▲2.2	知事部局、教育委員会、公安委員会でそれぞれ毎年度1%以上低減	
県有施設へのLED照明の導入割合(%)	-	17.6	-	100
使用電力のうち、再生可能エネルギー電力の割合(%)	0.2	23.5	30	100
県有施設等への太陽光発電設備の導入率(%)	-	28.2	-	設置可能な施設等の50
公用車(乗用車)のうち電動車の割合(%)	1.3 ^{※6}	43.5	-	100

※5 エネルギー使用量(原油換算)を延べ床面積等で除したもの。省エネ法において、その管理が義務付けられている。

※6 ハイブリッド自動車を含まない数値。

毎年、省エネ法で報告が義務付けられている「エネルギーの使用に係る原単位」についても進捗管理目標とします。目標値は省エネ法の「事業者クラス分け評価制度」で優良事業者(Sランク)となる「年1%以上低減」とします。省エネ法では知事部局、教育委員会、公安委員会をそれぞれ別事業者として扱うため、目標についても各々で評価します。

LED照明の導入については、2021年10月に国が改定した「政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画」において、「既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする」との目標が示されたことを踏まえ、進捗管理目標に加えます。目標値は当該計画に準じ2030年度までに100%とします。

<LED照明導入方針>

全県有施設の照明を、2030(令和12)年度までにLED照明に更新する。

使用電力のうち、再生可能エネルギー電力の割合を進捗管理目標とし、下記の方針により達成を目指します。小売電気事業者からの再生可能エネルギー電力の調達、太陽光発電設備の導入等により2030年度に100%の達成を目指します。また、中間年度目標として、2025年度までに全施設での再生可能エネルギー30%電力の調達を実施します。

太陽光発電設備の導入については、2021年6月に国が策定した「地域脱炭素ロードマップ」において、「政府及び自治体の建築物及び土地では、2030年には設置可能な建築物

等の約50%に太陽光発電設備が導入され、2040年には100%導入されていることを目指す」との目標が示されたことを踏まえ、進捗管理目標に加えます。当該ロードマップに準じ2030年度までに設置可能な県有施設等の50%への導入を目指します。

<県有施設の再生可能エネルギー電力導入方針>

- ・全県有施設の使用電力のうち、30%を2025（令和7）年度までに、100%を2030（令和12）年度までに再生可能エネルギー由来に切り替える。
- ・導入手段として、再生可能エネルギー由来電力の購入による調達に加え、県有施設等へ太陽光発電設備を設置し、再生可能エネルギーの自家発電による自家消費を行う。

また、電動車の導入状況を評価するため、公用車（乗用車）のうち電動車の割合を進捗管理目標とし、下記の方針により2030年度に100%の達成を目指します。

警察車両の乗用車については、赤色灯、無線機、サイレンアンプ等の装置に関する電源確保面から早急な電動車への転換には課題の多い車両があるため、当該車両については、代替となる電動車の導入が可能となり次第、更新対象に追加します。

<公用車への電動車の導入方針>

- ・県公用車のうち全乗用車を、車両の更新時期に合わせ2030（令和12）年度までに電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）又はハイブリッド自動車（HV）に更新する。
- ・乗用車以外（小型貨物車、バス、トラック等）は、対応車種の電動車が導入可能となり次第、順次転換する。

(2)省資源の取組目標

温室効果ガス排出に間接的に関わる項目として、紙、水使用量、廃棄物処分量の削減についても、これまでと同様に目標を立てて取り組むこととします。

旧計画の実績や、関係する他の計画を踏まえ取組目標を表7のとおりとします。

表7 省資源の取組目標

項目	基準年度実績	2019年度実績	2024年度実績	本計画目標
紙使用枚数(万枚) ^{※7}	15,692(2015)	17,185	16,311	15,692(暫定)
ペーパーレス会議 開催率(庁内会議)(%)	-	-	59.2	100(2025)
水使用量(千m ³)	767(2015)	793	867	767(2030)
廃棄物処分量(t)	1,135(2018)	1,097	1,264	1,022(2030)

※7 教育、研修用に使用したものを含むため、旧計画の取組実績値と異なる。

旧計画において目標の達成が難しいと思われる紙・水使用量については、増加傾向にある使用量を計画期間内で減少に転じさせ、達成に努めます。基準年度は旧計画と同じ2015年度に据え置きます。

なお、紙使用量は暫定目標とし、行政のデジタル化の進捗状況等を踏まえ、できるだけ早期に目標を見直すこととします。

また、本計画で新たに算定を実施する、庁内会議におけるペーパーレス会議の開催率については、中間年度までに100%とすることを目標とします。

廃棄物処分量については、第3次岐阜県廃棄物処理計画における、事業者当たりのごみ削減率である2018年度比10%削減を目標とします。

中間年度である2025年度にこれらの取組について進捗管理の評価を実施します。また、本計画で新たに算定を実施する廃棄物再生利用率の目標の設定を検討します。

第5章 目標達成のための具体的取組及びその他環境配慮の取組

本計画では、職員個人が実施する省エネ・省資源の取組に加え、施設・設備単位での取組を強化し、全体での温室効果ガスの排出削減のため抜本的な取組を進めます。

条例第10条で規定された8つの取組を実施するとともに、各所属及び職員は、目標達成のために全力で取り組むものとし、必要に応じ各関係者に協力を求めることとします。

1 施設管理所属の取組



施設の管理を主体となって実施する所属である「施設管理所属」は、以下の取組を実施することとします。指定管理施設、貸付施設については所管している所属を施設管理所属とします。

取組項目	具体的取組内容
施設ごとの排出抑制計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ● 各施設において、当年度に実施する運用改善の取組や、計画期間内に実施するエネルギー多消費設備の導入予定等についてまとめた「温室効果ガス排出抑制施設別計画書」（以下「施設別計画書」という。）を作成する。
施設の新築・増築・改築時の取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 県有施設の新築・増築（建て増しを除く）を計画する場合は、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）^{※8}の導入を必ず検討し、導入が難しい場合でも、再生可能エネルギー発電、水素エネルギーの活用、高効率設備の導入等により、可能な限りの温室効果ガス削減を図る。具体的には、原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに新築施設の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。 ● 県有施設全体の改築を計画する場合は、ZEB Oriented 相当以上の ZEB の導入の検討に努める。その上で導入が難しい場合及び一部の改築を行う場合においては、省エネの徹底を図り、既存施設と同等以下のエネルギー使用量とする。 ● 増築（建て増し）を行う場合は省エネを徹底し、可能な限りの温室効果ガス削減に努める。 ● 防災拠点となる可能性のある施設については、再生可能エネルギー設備や蓄電池等を導入し、停電時にもエネルギー供給が可能となるよう自立化を行う。 ● 「公共施設等における県産材利用推進方針」に基づき、施設の建築時には県産材の利用を推進する。

	施設に対する再生可能エネルギー及び水素エネルギーの導入の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 県有施設への積極的な再生可能エネルギーの導入を図る。 ● 業務用燃料電池などの水素エネルギーについても導入を検討する。 ● 地域資源を活かした小水力発電や、木質バイオマスの熱電利用を検討する。 ● 建設中の県営ダムにおいて、ダム建設工事に関する基本協定の締結により、発電事業者による設計・施設整備等を推進する。
	設備導入・更新による省エネ化	<ul style="list-style-type: none"> ● 「岐阜県県有建物長寿命化計画」に基づき、計画的に設備更新を実施する。 ● 照明の更新時は、LED 照明とする。また、人感センサー付き照明を積極的に導入する。 ● 空調、給湯設備の更新時には、トップランナー機器を導入する。 ● 高機能換気扇を積極的に導入する。 ● 冷凍冷蔵庫や空調設備の更新を行う際は、ノンフロン製品の導入を検討する。 ● トイレ設備の更新時は、節水型トイレ及び流水擬音装置を導入する。 ● BEMS（ビルエネルギー管理システム）^{※9}・スマートメーターの導入を検討する。 ● 電気自動車等の充電設備について、計画的に設置を進め、来客の多い施設は、県民が使用できる充電設備の設置を検討する。
設備の運用改善の取組	設備全般の管理	<ul style="list-style-type: none"> ● エネルギー使用状況を把握し、使用量が多い月、時間帯などの傾向の分析を行い、設備の運用方法の見直し等により削減を図る。 ● エネルギー使用量が年1%以上削減されていない施設は、積極的に省エネルギー診断を受診する。
	空調の運用改善	<ul style="list-style-type: none"> ● 空調設備により、適切に室温を管理する（健康を第一に、温度は柔軟に設定）。 ● 空調設備の効率的な運転管理に努める。 ● 室外機の清掃を実施する。 ● 空調を使用しない時期は、電源盤のブレーカーを切る。 ● 機械室、サーバー室など常時空調を使用している部屋は、季節によって適切な温度設定を行う。 ● 機器が故障した場合は早急に修理、更新等の対応を行う。
	フロン類の漏えい防止	<ul style="list-style-type: none"> ● 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づき、空調機等の冷媒として使用されているフロン類について、定期点検・簡易点検を実施するとともに、適正に充填・回収を行う。
	照明の運用改善	<ul style="list-style-type: none"> ● 執務室や廊下、階段等の共有部分は支障ない範囲で減灯する。 ● 照明のスイッチには点灯範囲を掲示し、必要な箇所・時間のみ点灯を

		実施する。
	昇降機の運用改善	● エレベーターは支障ない範囲で運転を一部休止する。
	水使用量の削減	● 配管等の水漏れ点検を実施する。 ● トイレ等への節水の張り紙等により、来庁者に対しても節水の協力を要請する。
	緑化の推進	● 敷地内の緑地の確保に努める。 ● 「緑のカーテン」の設置を検討する。
	エコシェアの推進	● 「クーリングシェアスポット」や「ウォーミングシェアスポット」の設置を検討する。
電力調達時の取組	電力の調達に係る環境配慮契約の実施	● 電力の供給契約を締結するにあたり、競争入札を実施する場合は、「岐阜県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づいた入札を行う。
	再エネ電力の調達	● 県有施設の再生可能エネルギー電力導入方針に基づき、再生可能エネルギー電力を計画的に調達する。

※8 快適な室内環境を実現しながら、省エネと創エネによって、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物。ZEBには以下の4段階の区分が存在する。

	定性的な定義	定量的な定義（判断基準）
『ZEB』	年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物	以下の①～②の全てに適合した建築物 ① 基準一次エネルギー消費量から50%以上の削減（再生可能エネルギー ^{注1} を除く） ② 基準一次エネルギー消費量から100%以上の削減（再生可能エネルギー ^{注1} を含む）
Nearly ZEB	ZEBに限りなく近い建築物として、ZEB Readyの要件を満たしつつ、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量をゼロに近付けた建築物	以下の①～②の全てに適合した建築物 ① 基準一次エネルギー消費量から50%以上の削減（再生可能エネルギー ^{注1} を除く） ② 基準一次エネルギー消費量から75%以上100%未満の削減（再生可能エネルギー ^{注1} を含む）
ZEB Ready	ZEBを見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物	再生可能エネルギー ^{注1} を除き、基準一次エネルギー消費量から50%以上の一次エネルギー消費量削減に適合した建築物
ZEB Oriented	ZEB Readyを見据えた建築物として、外皮の高性能化及び高効率な省エネルギー設備に加え、更なる省エネルギーの実現に向けた措置を講じた建築物	延べ面積が10,000㎡以上の建築物において、以下の①及び②の定量的要件を満たす建築物 ① 該当する用途毎に、再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から規定する一次エネルギー消費量を削減すること ^{注2} A) 事務所等、学校等、工場等は40%以上の一次エネルギー消費量削減 B) ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会所等は30%以上の一次エネルギー消費量削減 ② 「更なる省エネルギーの実現に向けた措置」として、未評価技術（WEBPROにおいて現時点で評価されていない技術）を導入すること ^{注3}

（出典：環境省 ZEB PORTAL）

注1 再生可能エネルギー量の対象は敷地内に限定し、自家消費分に加え、売電分も対象に含めることとする。

注2 一次エネルギー消費量の対象は、平成28年省エネルギー基準で定められる空調設備、空調設備以外の機械換気設備、照明設備、給湯設備及び昇降機とする（「その他一次エネルギー消費量」は除く）。また、計算方法は最新の省エネルギー基準に準拠した計算方法又はこれと同等の方法に従うこととする。

注3 未評価技術は公益社団法人空気調和・衛生工学会において省エネルギー効果が高いと見込まれ、公表されたものを対象とする。なお、未評価技術のリストは、今後、評価方法の更新や未評価技術の実証結果等を踏まえつつ、必要に応じて適宜見直すこととする。

※9 「Building Environment and Energy Management System(ビル・エネルギー管理システム)」の略。ITを利用して業務用ビルの照明や空調などを制御し、最適なエネルギー管理を行うことをいう。

2 各所属の取組



「施設管理所属」を含む全ての所属は、以下の取組を実施することとします。

取組項目	具体的取組内容
所属ごとの排出抑制計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ● 公用車の導入予定、イベントの開催予定及びイベント内での環境配慮の取組予定についてまとめた「温室効果ガス排出抑制所属別計画書」（以下「所属別計画書」という。）を作成する。
電動車の率先導入	<ul style="list-style-type: none"> ● 公用車への電動車の導入方針に基づき、電動車（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車及びハイブリッド自動車）の計画的導入を進める。 ● 緊急時に電源として活用できるよう、利用計画を作成する。 ● 環境配慮契約法に基づいた調達を実施する。
環境物品等の調達の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 「岐阜県環境物品等調達方針」に基づき、環境負荷の低減に資する物品等（環境物品等）の調達を推進する。
公共工事における環境配慮の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 「岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要綱」に基づき、建設工事における建設副産物の削減及びリサイクルを促進する。 ● 工事により裸地化する箇所は早期の緑化・植栽を行う。
電気・燃料使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ● クールビズ・ウォームビズを推進する。 ● 個別空調が設置されている所属は定期清掃を行う。 ● 昼休みや勤務時間外における消灯又は部分消灯を徹底する。 ● 執務室や廊下、階段等の共有部分は支障ない範囲で減灯する。 ● 照明器具をこまめに清掃する。 ● 時間外勤務の縮減を推進する。 ● 「早く家庭に帰る日（8のつく日）」「ノー残業デー」の定時退庁を推進する。 ● オンライン会議を積極的に実施する。
紙使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ● 会議の際には、タブレットの利用や、パソコンの持ち寄りによって紙媒体の資料を配付しない。
廃棄物処分量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ● 各所属で実施する事業において、使い捨てプラスチックの使用及び配付をとりやめる。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 紙類や資源ごみを廃棄する際は、分別を徹底する。
環境に配慮したイベントの開催	<ul style="list-style-type: none"> ● 県主催の大規模なイベントは、自然環境や周辺環境への配慮、環境負荷の少ない交通手段の利用促進、省エネルギー・省資源、廃棄物排出の抑制等に努める。 ● イベントでの使い捨て製品の使用を控える。 ● 環境をテーマとしたイベントや千人以上の参加者を見込むイベント等を開催する所属は、「岐阜県カーボン・オフセットガイドライン（イベント版）」に基づき、イベント開催に対するカーボン・オフセットの実施を検討する。

3 職員個人の取組



各職員は、以下の取組を実施することとします。

取組項目	具体的取組内容
電気・燃料使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ● クールビズ・ウォームビズを実施する。 ● 冷暖房率向上のためブラインド、カーテン等を活用する。 ● 使用していない部屋の個別空調の停止を徹底する。 ● 使用していない場所の消灯を徹底する。 ● 時間外勤務を縮減する。 ● 「早く家庭に帰る日(8のつく日)」「ノー残業デー」の定時退庁を徹底する。 ● エレベーターの使用を自粛する。 ● 電気機器は省電力設定とする。 ● 電気機器は未使用時の電源オフを徹底し、長時間使用する見込みのない機器はプラグを抜く。 ● パソコンは、離席時はスリープし、長時間使用しない場合は電源を切り、退庁時はプラグを抜く。 ● 給湯器の温度を適切に設定する。
車両用燃料使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ● 出張等の際は、公共交通機関の利用や公用車の相乗りの実施に努める。 ● 公用車使用時は低燃費車の優先利用に努める。 ● 公用車使用時はエコドライブ（急発進・急加速をしない、適切な車間距離の確保、アイドリングストップの実施、タイヤ空気圧の点検、不要な荷物を載せない等）を実施する。

紙使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ● 必要以上に個人資料を持たず、資料を共有化する。 ● 文書の校正は、印刷せずパソコン画面上で行う。 ● 資料の簡素化に努め、上司への説明資料はできる限りワンペーパー化する。 ● 資料を回覧する際は、概要のみを印刷し、電子データを共有する。 ● 複数ページのコピーをする場合は両面コピーを徹底する。 ● 複数ページの印刷をする場合は両面印刷を徹底し、3枚以上の印刷は集約印刷に努める。 ● 文書の共有は、電子メールやRENTAI PORTALの掲示版等を活用する。
水使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ● 手洗い、公用車の洗車等において、こまめに水を止め節水を徹底する。 ● トイレ使用時に二度流しをしない。
廃棄物処分量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ● マイはし、マイカップ、マイボトル等を持参し、使い捨て製品の使用や購入を自粛する。 ● 売店、食堂等の利用時はマイバックを持参し、レジ袋の使用削減に努める。 ● ゴミの分別を徹底し、資源の再生利用に努める。
通勤時の環境配慮	<ul style="list-style-type: none"> ● 「早く家庭に帰る日」(8のつく日)にはマイカー通勤を自粛し、通勤経路が同じ人との相乗りや公共交通機関、自転車、徒歩の利用に努める。

第6章 計画の推進・進捗管理

1 推進体制

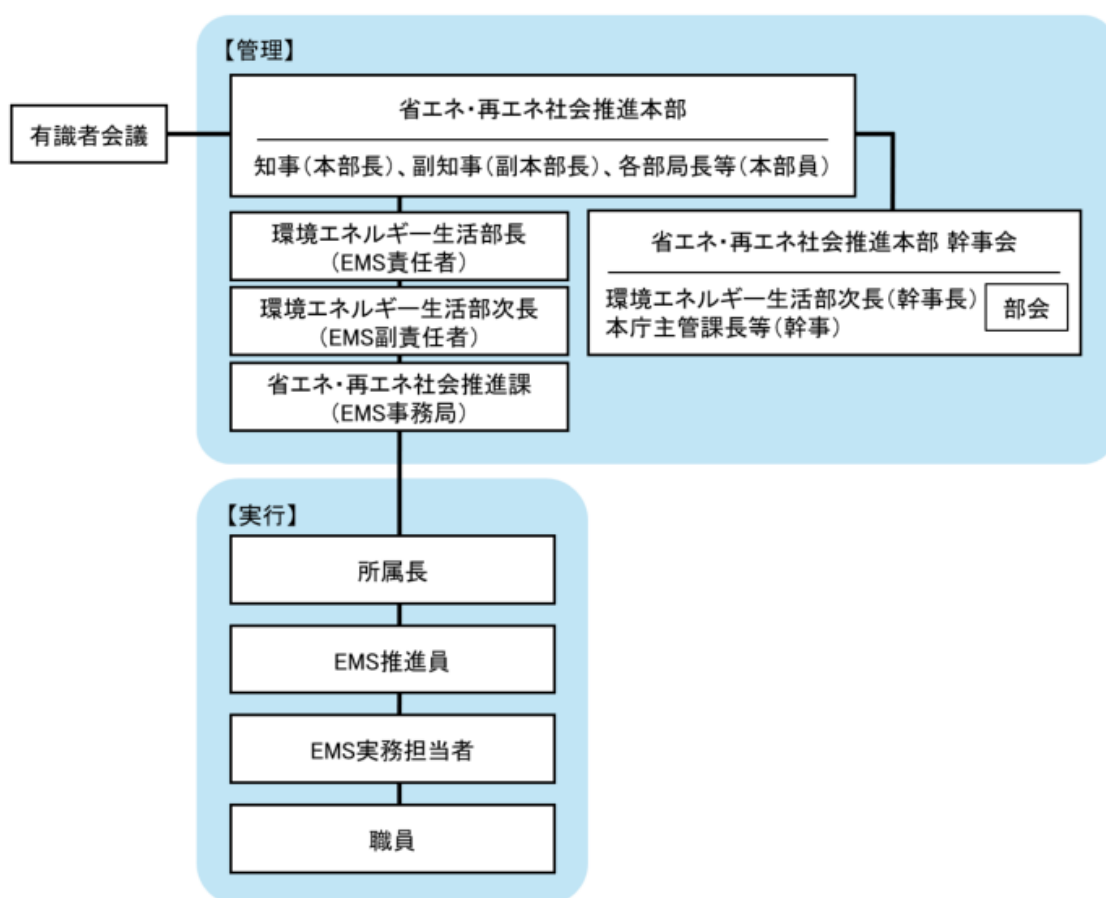
(1) 推進本部

本計画の実行性をより高めるため、「岐阜県省エネ・再エネ社会推進本部」（以下「推進本部」という。）を設置します。また、本計画に基づく取組状況等について、外部有識者から意見を聴取し、更なる計画の推進につなげていきます。

(2) 推進及び進捗管理の仕組み

本計画の推進及び進捗管理は、図6に示すとおり推進本部を中心とした管理体制においてPDCAサイクルを用いて実施することとし、この仕組みを「岐阜県庁環境マネジメントシステム」（以下「EMS」という。）とします。

図6 推進体制（2026年4月時点）



ア 推進本部の役割と構成

- ・ 県が達成すべき温室効果ガスの削減目標、その進捗管理目標及び省資源の取組の目標を定めます。
- ・ 本計画の目標達成状況及び取組内容について評価を行います。
- ・ 必要に応じ、本計画の改定や当該年度以降の取組内容の見直しについての検討を岐阜県省エネ・再エネ社会推進本部幹事会（以下「幹事会」という。）に指示します。
- ・ 幹事会での検討結果を受け、本計画の改定や取組内容の見直しを決定します。
- ・ 推進本部の構成は、知事を本部長、副知事を副本部長、各部局長等を本部員とします。

イ 幹事会及び部会の役割と構成

- ・ 幹事会は、推進本部の指示を受け、本計画の改定や取組内容の見直しについて検討するほか、温室効果ガスの削減に係る課題について協議します。
- ・ 幹事会は、環境エネルギー生活部次長を幹事長とし、本庁主管課長等を幹事とします。
- ・ 部会は、省エネ・再エネ社会推進課長を部会長とし、部会長は必要に応じ、施設に係る温室効果ガス削減方法について協議をするために部会を開催します。
- ・ 部会の構成員は、協議の内容に応じて部会長が決定します。

ウ EMS 責任者（環境エネルギー生活部長）の役割

- ・ 本計画の総責任者として、EMS を適正に運用するとともに、本計画の進捗管理を行います。

エ EMS 副責任者（環境エネルギー生活部次長）の役割

- ・ EMS 責任者を補佐します。

オ EMS 事務局（省エネ・再エネ社会推進課）の役割

- ・ EMS 責任者を補佐します。
- ・ EMS の運用に関する事務を行います。
- ・ 必要に応じ内部環境監査を実施します。

カ 所属長の役割

- ・ 各所属及び管理施設における EMS の運用責任者として、取組の点検及び改善を行います。

キ EMS 推進員（管理調整監、管理調整担当課長等）の役割

- ・ 各所属及び管理施設における温室効果ガス排出抑制の取組を推進します。

ク EMS 実務担当者（EMS 推進員が指名する職員）の役割

- ・ EMS 推進員を補佐します。

ケ 有識者会議の役割

- ・EMS 事務局の要請に基づき、本計画の目標達成状況及び取組内容について意見等を陳述します。

2 点検・評価の方法

本計画の進捗状況は、次の（１）から（４）に示す PDCA サイクルの手法を用い点検・評価し、その継続的改善を行います。

（１）計画<Plan>

- ・推進本部は、県が達成すべき温室効果ガスの削減目標、その進捗管理目標及び紙使用量等の目標を定め、その達成のために全庁的に実施すべき取組を計画します。
- ・幹事会は、計画の内容について検討します。

（２）実施<Do>

- ・県は、年度ごとでの④PDCA サイクルを運用し、温室効果ガスの排出削減及び取組内容の継続的改善に努めます。

④ 【Plan】

- ・所属長は、EMS 責任者の要請に基づき、公用車の導入予定、イベントの開催予定及びイベント内での環境配慮の取組予定について「所属別計画書」を作成し、EMS 事務局に報告します。
- ・施設管理所属の所属長は、EMS 責任者の要請に基づき、当年度に実施する運用改善の取組や、計画期間内に実施するエネルギー多消費設備の導入予定等について「施設別計画書」を作成し、EMS 事務局に報告します。
- ・EMS 事務局は、提出された計画書の内容を確認します。
- ・EMS 責任者は、提出された計画書を取りまとめ、県全体での当該年度以降の取組内容（設備導入の予算要求予定額、温室効果ガス削減見込を含む）について、推進本部に報告します。

④ 【Do】

- ・所属長及び EMS 推進員は、「所属別計画書」及び「施設別計画書」に記載した温室効果ガス排出抑制の取組を実施します。
- ・各所属及び職員個人は、温室効果ガスの排出削減の取組を実施します。
- ・EMS 事務局は、所属長に温室効果ガス排出量削減のための情報提供をします。
- ・EMS 事務局は、所属長及び EMS 推進員に対し、研修を実施します。

④ 【Check】

- ・所属長は、自所属及び管理施設の活動状況について定期的に「エネルギー使用量等記録票」に記録し、自己点検を実施します。
- ・所属長は、管理施設のエネルギー使用量原単位が昨年度比を上回った場合は、是正措置を講じます。
- ・所属長は、EMS 責任者の要請に基づき、前年度の自所属及び管理施設での取組実績を EMS 事務局に報告します。
- ・EMS 事務局は、各所属及び施設の「エネルギー使用量等記録票」を取りまとめ、前年度の取組実績を算定します。
- ・EMS 事務局は、目標達成状況及び取組実績について有識者会議から意見を聴取し、その内容を推進本部に報告します。
- ・EMS 事務局は、必要に応じて内部環境監査を行います。なお、被監査所属の抽出は EMS 責任者が実施します。

④ 【Act】

- ・推進本部は、前年度の取組実績を評価し、本計画の目標達成に不十分だと判断した場合は、当該年度以降の取組内容の見直しを指示します。
- ・幹事会は、推進本部の指示を受け、見直し内容を検討します。
- ・推進本部は、幹事会の検討結果を踏まえ、見直し内容を決定します。

(3) 点検<Check>

- ・EMS 責任者は、中間年度及び最終年度に、本計画の目標達成状況を推進本部に報告します。

(4) 見直し<Act>

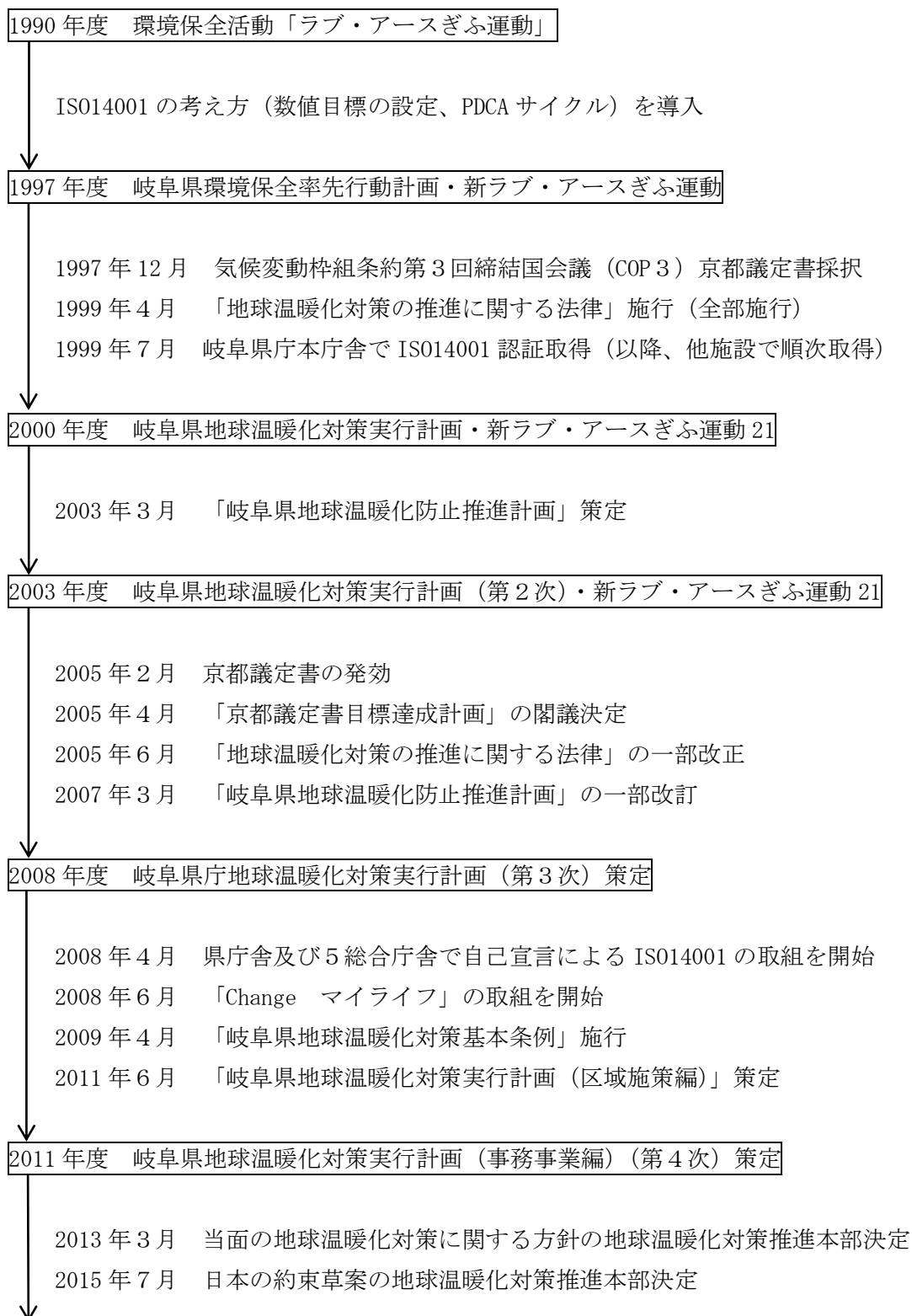
- ・推進本部は、中間年度及び最終年度に、本計画の目標達成状況を評価し、必要に応じて本計画の改定の検討を指示します。
- ・幹事会は、推進本部の指示を受け、改定内容を検討します。
- ・推進本部は、幹事会の検討結果を踏まえ、改定内容を決定します。

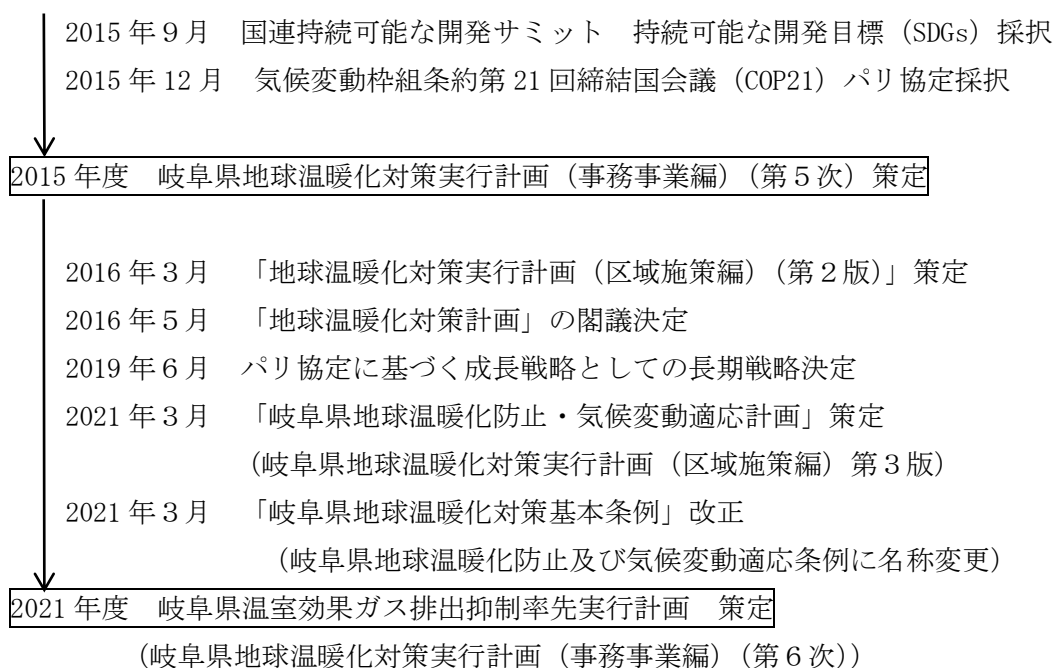
3 進捗状況の公表

毎年度 1 回、温室効果ガス総排出量の算定結果、削減目標、進捗管理目標の達成状況を、ホームページ等にて公表します。

参考資料

1 岐阜県の地球温暖化対策の取組経緯





2 第5次計画の実績

（1）温室効果ガス排出量実績及び活動別内訳

項目	単位	2013 (参考)	2015 (基準)	2016	2017	2018	2019
温室効果ガス総排出量	t-CO ₂	86,158	81,076	81,051	86,422	84,274	82,692
他人から供給された電力		66,534	62,866	61,575	64,661	63,678	62,664
A 重油		5,063	4,648	4,073	4,060	4,370	4,422
灯油		4,107	3,669	3,887	3,999	3,489	3,231
都市ガス		3,999	4,289	4,868	5,282	5,188	5,423
LP ガス		4,705	3,213	4,034	4,203	3,957	4,551
車両用燃料(ガソリン、軽油)		1,705	1,663	1,603	1,617	1,606	1,530
自動車の走行		34	46	52	53	61	58
フロン類の漏えい		-	672	949	2,537	1,914	802
自動車用エアコンの使用		10	10	10	10	11	11

(2) 県主要施設での温室効果ガス排出量

施設名	単位	2013 (参考)	2015 (基準)	2016	2017	2018	2019
県庁舎	t-CO ₂	1,938	1,887	1,902	2,174	2,229	1,984
シンクタンク・ 総合庁舎合計		2,620	2,783	2,899	2,668	2,817	2,562
高校・特別支援 学校合計		16,646	13,815	14,737	17,262	14,401	15,646
警察本庁舎		1,938	2,173	1,965	1,783	2,093	1,838
警察署合計		3,459	3,112	3,340	3,436	3,379	3,267
東部広域水道事 務所		11,138	11,247	10,999	11,791	13,228	12,327
各務原浄化セン ター		10,200	10,015	9,789	9,534	8,861	8,667
県民ふれあい会 館		2,845	2,866	2,981	3,858	3,246	2,535
アクティブG		2,571	2,482	2,445	2,410	2,260	2,169

(3) エネルギー使用量実績

項目	単位	2013 (参考)	2015 (基準)	2016	2017	2018	2019	CO ₂ 排出 係数	
電気使用量	千 kWh	128,478	130,560	133,109	135,613	135,516	136,467	事業者毎	
A 重油	kL	1,868	1,715	1,503	1,498	1,612	1,632	2.71	
灯油	kL	1,650	1,473	1,561	1,605	1,401	1,298	2.49	
都市ガス	千 m ³	1,852	1,986	2,254	2,446	2,402	2,511	2.16	
LP ガス	t	1,354	1,071	1,345	1,401	1,319	1,517	3.00	
車両用 燃料 使用量	ガソ リン	kL	605	591	565	575	572	535	2.32
	軽油	kL	117	112	113	109	108	113	2.58

(4) 紙使用量、水使用量及び廃棄物処分量の実績

項目	単位	2013 (参考)	2015 (基準)	2016	2017	2018	2019
紙使用量	万枚	9,726	10,200	10,290	10,365	10,821	11,182
水使用量	千 m ³	782	767	774	780	845	793
廃棄物処分量	t	1,321	1,233	1,127	1,155	1,135	1,097